

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱

(令和2年3月31日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金(以下「補助金」という。)は、板橋区(以下「区」という。)内で新しい技術及び新しいビジネスモデルにより急成長を目指すベンチャー企業並びに創業間もない起業家に対して賃料の一部を補助し、創業期の経済的負担の軽減を図ることで、区内における創業を促進し、もって区内産業の振興及び雇用の創出に資することを目的とする。

(補助対象物件)

第2条 補助金の対象となる事務所等は次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 区内に立地する賃貸を目的とした事務所等であること。ただし、区施設及び住居兼用の事務所等は除く。
- (2) シェアオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス等、空間を他の者と共有する形態及び住所貸しを主な目的としている事務所等ではないこと。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「事業者」という。)は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 新技術及び高度な知識を軸に創造的・革新的な製品・サービスを供給する創業15年以内の事業者
 - イ 前年度又は本年度に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく認定を受けた事業者又は本年度中に当該認定を受ける予定であり認定後にその写しを提出できる事業者
 - ウ 板橋区立企業活性化センターの貸オフィス又は板橋区立ものづくり研究開発連携センターの貸工場を退去した日から5年度以内又は本年度中に退去予定の事業者
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業以外の企業(組合形式又はこれに類する形式により、企業の支配を目的とせず投資事業を行うものを除く。)の出資比率が50パーセントを超えないこと。
- (3) 法人住民税及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税)を滞納していないこと。
- (4) 許認可等を要する事業を営む場合はその許認可等を得ている者又は取得予定であり取得後にその写しを提出できる者
- (5) 事務所等を賃借する契約の相手方と、3親等以内の親族又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等若しくは同条第4号の2に規定する親会社等の関係ではないこと。
- (6) フランチャイズチェーンの加盟店等ではないこと。
- (7) 国若しくは東京都又は公益財団法人東京都中小企業振興公社、商工会議所その他これに類する団体から、事務所等の賃料を対象とした補助を受けていないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないこと。

(補助対象事業の期間)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる期間は、24月を限度とする。

2 補助対象期間の始期は、交付決定日の属する月又は事務所等の賃借を開始した月とする。

3 月の途中で入居した場合は、入居した月の翌月を補助対象事業の始期とし、月の途中で事務所等を

退去した場合は、退去した月の前月までを補助対象事業の期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象経費は、事務所等の賃料とする。ただし、賃貸人との契約等により事務所等の賃料が免除されている場合は、補助の対象としないものとする。

2 補助対象経費に、消費税、共益費、保証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料等を含まない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、一の事業者に対し予算の範囲内において交付し、その対象及び額は下表のとおりとする。

補助対象事業者	助成率(月額)	補助限度額(月額)
第3条第1号アに該当する事業者	補助対象経費の2分の1以内	20万円
第3条第1号イ又はウに該当する事業者		10万円

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額と補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に事業計画書その他必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 補助対象事業の期間の2年度目(以下「翌年度」という。)に申請しようとする事業者は、翌年度の4月1日から4月15日までに申請するものとする。

(交付の決定)

第8条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容等を審査し、補助金交付の可否の決定を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する補助金交付の可否について、補助金交付可否決定通知書(別記第2号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第6条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)とする。

(審査会の設置)

第9条 区長は、第3条第1号アに該当する事業者の審査を行うため、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(補助対象事業の開始)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた年度(初年度に限る。)中に事務所等の賃貸借に関する契約を締結し、当該契約書の写しを添えて、操業開始届(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。ただし、交付申請時に既に事務所等の賃貸借契約を締結している場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取

下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、必要な書類を添えて変更等承認申請書(別記第4号様式)を、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の申請について審査し、その承認(これに付する、前項に規定する条件を含む。)又は不承認を、変更等承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(別記第6号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の請求・交付)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業が、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第8条第4項により決定した額を限度として、第6条の規定に基づき確定する。

3 区長は、前項の補助金確定にあたり、条件を付することができる。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条第1項の審査の結果、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項に規定する命令に対して補助事業者が必要な措置を講じた場合には、前条の規定により処理する。

(補助金の支払等)

第16条 区長は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときには、補助金交付請求書(別記第8号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第8号の2様式)を区長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、第14条第1項に規定する補助金額確定通知書を受領後、補助金清算書(別記第9号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付申請及び交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、取消通知書(第10号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

- 第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業に補助金が支払われているときには、期限を定めて補助事業者はその返還を命じるものとする。
- 2 区長は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

(報告の義務)

- 第19条 第16条の補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、補助対象事業となった事務所等における操業状況について、操業状況報告書(別記第11号様式)その他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(補助金の経理等)

- 第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業者が行う補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

- 第21条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(検査)

- 第22条 補助事業者は、区長が区職員をして、補助事業者が行う補助対象事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

- 第23条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときには、区長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金

額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第26条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(宛先)板橋区長

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付申請書

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業者要件

	新技術や高度な知識を軸に創造的・革新的な製品・サービスを供給する創業15年以内の事業者。
	前年度以降に産業競争力強化法の認定を受けた事業者、または本年度中に当該認定を受ける予定であり、認定後にその写しを提出できる事業者。
	板橋区立企業活性化センターの貸オフィス又はものづくり研究開発連携センターの貸工場を退去した日から5年度以内、もしくは本年度中に退去予定の事業者。

(該当する事業者要件に)

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助申請金額 円

4 現在この助成金以外で申請している助成対象事業

申請先	助成対象事業名	テーマ・内容	助成金申請額	本申請との関係
			円	同一・否
			円	同一・否

事業計画書

ア 事業者の概要

ふりがな		ふりがな		(役職)
企業名		代表者 氏名		
本社 所在地	〒			
設立年月日	年	月	日	資本金 万円
従業員数	(年 月現在) 計 人(正社員 人・パート 人)		主たる業種	(日本標準産業分類、中分類)
主な取扱 製品・商品				
株主等一覧表 出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に をしてください。4番目以降は「ほか社・者」と記載してください。	株主名又は 出資者名	所在地	大企業	出資比率(%)
			【 】	
			【 】	
			【 】	
	ほか()社・者			
事業所 すべて記載 すること。欄 が足りない場 合は別紙(様 式自由)に記 載し、提出す ること。	名称	所在地		事務所等施設の 有無
				有・無
				有・無
				有・無
事務担当者	ふりがな		役職	
	氏名			
	〒			
	部署			
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

年 月 日

様

板橋区長

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付け申請のあった板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金の交付について、内容を審査した結果、適当と認められるので、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

(1) 補助金交付の可否 (可 ・ 否)

(2) 補助金交付申請額(1千円未満切捨て) _____ 円

(3) 交付決定額(1千円未満切捨て) _____ 円

2 交付条件(交付しない理由)

(宛先)板橋区長

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金 操業開始届

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、年 月 日付け
で提出した事業計画書のとおり操業を開始したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業開始年月日
- 2 添付書類 契約書の写し
- 3 その他

(宛先)板橋区長

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金 事業変更等承認申請書

年 月 日付け 板産産第 号で交付決定を受けた事業について、下記の理由により変更(*中止)したいので、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更(*中止)する事業
- 2 変更(*中止)する内容
- 3 変更(*中止)する理由
- 4 変更(*中止)予定年月日
- 5 添付書類

上記下線部は、「変更」・「中止」のうち該当しないものを削除すること。

年 月 日

様

板橋区長

事業変更等承認(*不承認)通知書

年 月 日付け 板産産第 号により交付決定した事業について、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、審査した結果、下記のとおり承認(*不承認)したので通知します。

記

- 1 承認(*不承認)の内容
- 2 承認(*不承認)の理由

下線部については、該当しないものを削除すること。

(宛先)板橋区長

所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金 補助事業実績報告書

年 月 日付け 板産産第 号により交付決定を受けた板橋区ベンチャー企業・起業家
支援賃料補助金について、要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
うち 年 月 日 ~ 年 月 日分
- 2 本年度交付決定額 _____ 円
- 3 実施報告書(別紙1)
- 4 添付書類
補助対象事業の実施に関わる領収書又は支払証明書

実 施 報 告 書

1 事業成果

補助金により得られた効果、事業の効率化及び競争力の強化等の成果について記載してください。

年 月 日

様

板橋区長

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 板産第 号により交付決定した板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金については、実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金額を確定したので、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 確定額について

交付決定額(1千円未満切捨て) _____ 円

確定額(1千円未満切捨て) _____ 円

2 その他

補助金の請求については、年 月 日までに行ってください。

(宛先)板橋区長

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付請求書

年 月 日付け 板産産第 号により交付金額の確定を受けた板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金について、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

(請求者)
所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

1 補助金交付請求金額

金 _____ 円

2 補助金の振込みを希望する金融機関及び口座

金融機関名		本・支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
(カタカナ)			
口座名義			

(宛先)板橋区長

(請求者)
所在地 (〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金概算払請求書

年 月 日付け 板産第 号により交付決定を受けた板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金について、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

	新技術や高度な知識を軸に創造的・革新的な製品・サービスを供給する創業 15 年以内の事業者。
	前年度以降に産業競争力強化法の認定を受けた事業者、または本年度中に当該認定を受ける予定であり、認定後にその写しを提出できる事業者。
	板橋区立企業活性化センターの貸オフィス又はものづくり研究開発連携センターの貸工場を退去した日から 5 年度以内、もしくは本年度中に退去予定の事業者。

2 概算払請求理由

3 交付決定額 金 _____ 円

4 概算払請求額 金 _____ 円

5 残額 金 _____ 円

6 補助金の振込みを希望する金融機関及び口座

金融機関名		本・支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
(カタカナ)			
口座名義			

(宛先)板橋区長

(請求者)
所在地(〒)

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金清算書

年 月 日付け 板産産第 号により交付金額の確定を受けた板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金について、標記補助事業が完了したので、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり清算します。

記

1 交付決定額	金	_____	円
2 交付確定額	金	_____	円
3 概算払受領済額	金	_____	円
4 清算額	金	_____	円
5 残額	金	_____	円

年 月 日

様

板橋区長

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 板産第 号により交付決定した板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金については、下記のとおり取り消すべき理由があると認められるため、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき取り消しましたので、通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、板橋区長に対して意義申立てをすることができます。

記

1 取消理由

2 取り消す内容

(宛先)板橋区長

所在地（〒 ）

企業名
代表者役職・氏名

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金 操業状況報告書

年 月 日付け 板産産第 号により交付決定を受けた板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金について、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

操業状況等	
その他 特記事項	

添付書類

- 納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（直近のもの）
 - 決算報告書及び貸借対照表及び損益計算書（いずれも直近のもの）
 - その他、報告書に記載された実績や効果を裏付ける資料
- 場合によっては現地確認させていただくことがあります。